

議案第12号

朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和6年2月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年2月9日に公布され、非常勤消防団員等の公務上の損害補償に係る補償基礎額が改められたため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

朝来市消防団員等公務災害補償条例（平成17年朝来市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

「			「		
12,440円	13,320円	14,200円	12,500円	13,350円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円	10,800円	11,650円	12,500円
8,900円	9,790円	10,670円	9,100円	9,950円	10,800円
」を			」に		

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の朝来市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた朝来市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害賠償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第12号資料

朝来市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案																																						
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3、4 (略) 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤続年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,440円</u></td><td><u>13,320円</u></td><td><u>14,200円</u></td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,670円</u></td><td><u>11,550円</u></td><td><u>12,440円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>8,900円</u></td><td><u>9,790円</u></td><td><u>10,670円</u></td></tr></table> 備考 (略)	階級	勤続年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	<u>14,200円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3、4 (略) 別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤続年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,500円</u></td><td><u>13,350円</u></td><td><u>14,200円</u></td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,800円</u></td><td><u>11,650円</u></td><td><u>12,500円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>9,100円</u></td><td><u>9,950円</u></td><td><u>10,800円</u></td></tr></table> 備考 (略)	階級	勤続年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
階級		勤続年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	<u>14,200円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																																				
階級	勤続年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				